

Title	明治九年の養子論争と植木枝盛：『明治前期における養子論』補考
Sub Title	Ueki Emori and disputes on the adoption system in 1876
Author	向井, 健(Mukai, Ken)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1956
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.29, No.7 (1956. 7) ,p.54- 64
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19560715-0054

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

明治九年の養子論争と植木枝盛

——『明治前期における養子論』補考——

向井健

筆者は本誌前々號に「明治前期における養子論」と題する、さ

やかな資料を發表した⁽¹⁾。これは、昨年、手塚豊教授が公けにされた「明治前期の養子反對論」に追従して、明治民法施行前の養子制度論の若干を紹介したものであつたが、本稿は、その後の探索により披見することのできた資料のうちから、とくに、手塚教授の研究によつてはじめて明らかにされた明治九年の「東京日日新聞」「朝野新聞」「郵便報知新聞」の三新聞における養子論争と、植木枝盛との關係について考察してみたものである。

植木の養子制度に對する所論については、筆者はすでに前稿において、明治二十年九月、土佐自由民権派の機關紙「土陽新聞」の社説をかざつた彼の「養子論」——それは、當時、ほとんど連日のように展開していた彼の「家」制度改革論の一つであつた——を引用したが、その際、明治九年の新聞紙上における養子論争のころ植木は東京に在任しており、「東京日日新聞」「郵便報知新聞」の養子反

對論を知つていたにちがいない、との推定を筆者はくだしたのであつた。ところが、その後の検討の結果、彼もこの論争に参加してゐた事實が明白となつた。

それは、「郵便報知新聞」九年二月二十五日號の投書欄に掲載されている彼の「論養子法」なる一文であるが、ここで注目すべきことは、後年の「土陽新聞」において述べた所説とは逆に、養子廢止尙早論を彼が唱えている點である。この主張に對しては、ただちに「郵便報知新聞」にきびしい批判があらわれたことは後にしるすとおりであるが、それとはかく、明治九年と明治二十年という約十年の歲月の經過と、それにとまなう見解の變化は、彼の思想の盛達・推移を究明する見地からも、きわめて興味ふかいことと考えられる。つたなき本稿の紹介が、近時ようやく昂つてきた植木枝盛研究の一助となれば幸いである。

(1) 拙稿「明治前期における養子論」本誌第二九卷五號五五頁以下。以下の引用においては、「拙稿・養子論」と略稱する。

(2) 手塚豊「明治前期の養子反對論」本誌第二八卷四號四九頁以下。以下の引用においては、「手塚論文」とよぶ。

(3) 拙稿・養子論・六四頁以下。

なお、植木の「家」制度改革論については、家永三郎「日本近代思想史研究」一一八頁以下(昭和二八年)、同「革命思想の先驅者——植木枝盛の人と思想——」一五二頁以下(昭和三〇年)、ならびに筆者の書評「家永三郎著『革命思想の先驅者』」本誌第二九卷四號七〇頁以下参照。

(4) 拙稿・養子論・六八—六九頁。

(5) 植木の生涯と思想については、前掲・家永「革命思想の先驅者」があり、單なる啓蒙書以上の、學問的香りたかい勞作である。卷末に附せられた参考文献は便宜である。この著作に對しては、前掲・書評(註3)参照)のほか、色川大吉氏によつても書評がなされている。「歴史學研究」一九四號三八頁以下)。

なお、最近、明治十八年の執筆にかかる植木の「立志社始末記要」が、後藤靖氏の解題で覆刻・發表された(「史學雜誌」第六五編一號五九頁以下、三號六二頁以下)。

二

明治九年の養子論争は、明治維新後において、「養子制度そのものの適否を正面から把え、本格的な反對論が展開された」最初のものであつたが、それは、九年二月四日の「東京日日新聞」が、その論說として養子禁止論を掲げたことに端を發したのである。以下、

明治九年の養子論争と植木枝盛

手塚教授の紹介にしたがつて、その経過をしるせば次のとおりである。

(一) 二月四日 「東京日日新聞」 (養子反對論)⁽³⁾

(二) 二月七日 「朝野新聞」 (養子賛成論)⁽⁴⁾

(三) 二月九日 「郵便報知新聞」 (養子反對論)⁽⁴⁾

(四) 二月十三日 「朝野新聞」 (養子賛成論)⁽⁴⁾

(五) 三月四日 「東京日日新聞」 (養子反對論)⁽⁴⁾

(六) 三月十九日 「朝野新聞」 (養子賛成論)⁽⁴⁾

三新聞の論說欄に掲載された養子是非論は右のようであつたが、このほか、「東京日日新聞」の投稿にあらわれた賛否兩論についても教授は引用されている。

(七) 二月十三日 久保田實一の即時廢止論

(八) 二月十四日 岩永鼎堂の現状維持論

(九) 二月十七日 雲田金柄の現状維持論

(十) 二月十九日 清水澄の折衷論

九年二月二十五日の「郵便報知新聞」投書欄に發表された、わが植木枝盛の「論養子法」は、時期的にみて、「郵便報知新聞」(二月九日號)の記事に反駁して即時廢止尙早論を説いた二月十三日の「朝野新聞」社説と、養子否認論を強調した三月四日の「東京日日新聞」論說の、ほぼ中間に位置しているものであつた。

冒頭、彼は、

養子法未タ禁ス可カラザル也未タ禁ス可キノ時ニ到ラザル也遽ニ之ヲ禁ズレバ民ノ惑將ニ甚シキ者アラントス

と斷じ、「乞聊カ之ヲ論セン」として以下のごとく縷説するのであ

る。やや冗長にわたるが、彼の所言を引用しよう。

舊來我邦養子ノ趣意タルヤ其家姓ヲ重シテ一家ノ斷絶ナカラ
 ンガ爲メ也即之ヲ要スルニ人ノ爲ニアラズシテ家ノ爲ニスト云フ
 ガ如シ是レ封建制度ノ時ニ當リ家々食邑石祿ヲ尊フコト甚シケレ
 ハ素ヨリ異シム可キニアラズ然レトモ今日政體變遷ノ時ニ至リ仍
 ホ斯ノ如キノ意ヲ以テスレバ則養子法ハ之ヲ禁ズルニ何ノ事カ之
 アラン然レトモ養子法ノ效益豈ニニコ、止マルモノナランヤ

凡夫妻相稔ム者ハ必一二ノ子女アル可キノ理也詢ニ斯ノ如キ者
 ハ天幸ヲ全フスト謂フ可シ天下ノ人皆子女アランニハ何ゾ養子法
 ヲ論スルヲ須ヒン然レトモ是實ニ絶無ノ事也夫妻相稔ムト雖モ或
 ハ身體虛弱ナル者アリ疾病ニ罹ル者アリ如此者ハ生涯一子ヲ得ザ
 ルコトアリ縱令然ラサルモ猶ホ一子ヲ得ズシテ終ル者蓋シ鮮カラ
 ズ若クハ生子アルモ夭死スル者アリ既ニ長スルモ猶ホ其親ニ先ツ
 テ逝去スル者アリ猶生育スルモ狂顛ナル者アリ白痴ナル者アリ到
 底有レトモ無キカ如キ者ハ天下ノ廣キ決シテ鮮少トセズ是等ノ者
 ニシテ養子ノ路ナクンバ獨寡幾ント堪ヘ難ク病アリト雖モ藥ヲ授
 ケ粥ヲ責ル者ナク外ニ出ルモ家ヲ守ル者ナク百害交臻ルモ救ヒ助
 クル者ナン繼令斯ノ如キノ甚シキニ至ラザルモ老耆ニ及フ者ハ自
 ラ衰弱シテ手足ノ働作十分ナルコト能ハズ唯子女アリ之ヲ助ケテ
 而後不幸ヲ免ル今不幸ニシテ其子女ヲ失フ豈ニ憐ム可キ者ニアラ
 ズヤ只其不幸ハ天然ナリ再ヒ之ヲ見ルニ及ハズトセンカ復何ヲカ
 論ゼン夫疾病ハ天然ナリ藥ヲ與フルハ贅餘ナリト云フガ如シ
 歐洲諸國ノ如キハ文明遙ニ上進シ人々皆其產ヲ得テ富有ノ度之
 ヲ我カ日本ニ較ブレハ實ニ日ヲ同フシテ語ルベカラズ人皆經濟ノ

道ヲ知ラサルハナン要之幼少ニシテ善ク學ヒ強壯ニシテ善ク勉メ
 其職業ヲ立テ其生計ヲ營ミ深ク慮テ其ノ餘財ヲ藏積シ豫メ老後ノ
 貯蓄ヲ爲ス故ニ老耄ニ及テ如何ニ衰弱シテ子女ノ補助スル者ナキ
 モ家計優饒ニシテ財途自由ナレバ必シモ敢テ困迷スルコトナカル
 可シ然レトモ今顧ミテ我カ日本人民ノ有様ヲ觀レハ富有ノ度遙ニ
 下リ士ハ未タ我カ力ニ食ムコト能ハズ商工農モ未タ其才ニ長セズ
 其術ニ精シカラズ就中長短ナキニ非スト雖モ概シテ之ヲ論スレハ
 到底皆今日ノ勤勞ヲ以テ今日ノ食ム所ニ充ツルニ過キズ能ク藏貯
 シテ老後ノ豫計ヲ爲ス者ノ如キハ縱令之アリト雖モ猶ホ僅少ニ屬
 セザルコトヲ得ズ果シテ然ラハ上文ニ論述スル所ノ憂患ハ則除ク
 可カラザルガ如シ此憂患ニシテ除クコト能ハズンバ則養子ヲ禁ス
 ルハ民ヲ惠スルノ道ニ非ル也安ゾ禁ゼズシテ民ヲ惠スルノ勝レ
 ルニ若カンヤ況ンヤ古來ノ舊法ナルニ於テオヤ

論者或曰ク(上畧) 現存ノ家祿ノ如キ之ヲ數子ニ分與スルモ女
 子ニ讓與スルモ遺言ニ依リテ之ヲ自由ニスルヲ得ルノ實アルガ如
 シ故ニ今日ニ於テハ夫ノ男子相續法ヲ要セサレバ養子法モ隨テ徒
 物ニ屬セザルベカラズト是レ何等ノ謂ゾヤ此ノ論ヲ推究スレハ
 天下ノ人民タトヒ男子ナキ者ト雖モ女子一人ハ必ス有ルモノトス
 ルガ如シ世界ノ廣キモ我輩ハ未タ曾テ斯ノ如キノ國アルヲ聞カザ
 ルナリ

又曰ク(上畧) 追々トハ遺物相續法ヲ制定スベキノ秋ニ當レリ
 而シテ之ヲ制定スル着手ノ順序ハ須ラク養子ノ習慣ヲ禁スルヲ以
 テ第一歩トスルニ若カズト我輩ハ思ラク遺物相續法ヲ制定スル
 ハ別ニ一箇ノ民法ヲ定ムルニ在リ必シモ養子ノ習慣ヲ禁スルヲ要

セサル也

論者養子ノ習慣ヲ斥シテ頗ニ人民獨立ノ精神ヲ養成スルニ妨碍アルコトヲ言フ然レトモ我輩ハ未タ斯ノ如ク弊害ノ大ナル者アルヲ思惟シ得ス(此言既ニ諸人ノ論アリ茲畧)唯長子專横男統必續ノ習慣ノ如キハ則頗ル獨立精神ノ養成ヲ妨礙セン而シテ此法ノ如キハ兵馬干戈ヲ以テ世ヲ渡ルノ時ヲ除テ復タ他ニ益アルコトナキガ如シ是ノ如キハ除却シテ以テ獨立精神ノ發生ヲ扶クルニ若カザル也

この投稿を一讀すると、彼の養子廢止時期尙早説の論據が、かなり古風な點に求められることに、まず注目したい。たとえば、子なきものに養子的手段がなければ、獨寡たえがたく、病氣のときといえども藥を投じ粥を煮る人さえなく、外に出るにも家を守るものなく、百害がおこつても救助することすらできない、などと記述しているのは、さきに掲げた、雲田金柄の所見(『東京日日新聞』二月十七日付投書)に相通じ、さらに、このときより約三年餘りを経た十二年六月、「法律雜誌」上における藤正直の投書論文「養子説」の論旨と共通した、いわば人情論的な見解ともいえるのではなからうか。

終りに近く「論者或曰ク」云々と二ヵ所にわたり駁論しているが、彼が引いているのは兩者とも二月四日の「東京日日新聞」の論説である。後者に反論して、彼が「遺物相續法ヲ制定スルハ別ニ一箇ノ民法ヲ定ムルニ在リ必シモ養子ノ習慣ヲ禁スルヲ要セ」ず、と述べ、相續法と養子制度とを分けて説明しているのは、彼の「家」の制度に對する當時の思考的水準を推測させる、一つの手掛りとなる

かもしれない。

ただ最後に、「長子專横男統必續ノ習慣ノ如キハ則頗ル獨立精神ノ養成ヲ妨礙」すれば「是ノ如キハ除却」すべし、と結言している個所は、後年、「長子相續法たる者は全く封建の遺物なり、戰國の餘垢なり」と斷じた、彼の創見にみちた「家」制度改革論の萌芽が見出される。

この植木の投書が公表せられると、「郵便報知新聞」には、ただちに世論の反響があらわれているが、それは、有力新聞の論説欄に養子存廢問題が採りあげられ、その得失可否について論議があつた直後だけに、當時の識者たちが、養子制度にふかい關心を寄せていたことを明示している。

まず、二月二十九日の同紙は、投書として杉山毅の「讀植木氏養子論」を掲載している。彼は、植木が「旌旗ヲ飄シ筆鋒ヲ揮」つて「養子法未タ禁ス可ラサル也」と唱道する理由は、「貧乏翁媪ガ病アリト雖モ藥ヲ投ケ粥ヲ煮ル者ナク外ニ出ルモ家ヲ守ル者ナク百害交臻ルモ救ヒ助クルモノナシ」というのを「牙軍」としたものに過ぎない、と斷言し「我輩モ亦愛ヒノ愛ニ及ハサル」わけではないが「一利起レハ一害生スルハ自然の理」であり「完全無缺一小害ダニ包藏セサル眞利」は、この「地球上ニ於テ……絶テ見聞セサル所」である。「故ニ一事ヲ起サントスレハ……其利害ヲ權衡」し、もしも「利其害ニ勝レハ速ニ之ヲ舉行」するにしくはないので、この「養子法ノ利ニ於ケル隨テ出テタル害ハ則チ貧乏翁媪ノ處分ニ在」るわけであるから、その「利害ノ量何レカ大ナル何レカ小ナルカ」を質問したい、と逆襲している。

これにつづいて杉山は、「養子ヲ禁スルモ其害ヲ蒙ル」者の、いかに少數であるかを説明した後、「貧富ニシテ之ヲ奉養スルノ子男ナキ」「天下人民ノ最モ不幸ナル」人々に對しては「之ヲ扶助」する必要がある、これの救済には貧院の設立こそ適當である、との見解を述べ、最後に、「郵便報知新聞」の養子否認の意見こそ、寔に「我輩カ心ヲ得タル者」とし、植木の垂教を希望して、この論述を閉じている。

この杉山毅の投稿があつた數日後の三月四日には、「東京日日新聞」社説は改めて養子論を探りあげ、「吾曹ハ……再ビ大呼シテ曰ク養子ノ習慣ハ廢セザルベカラザル也遺物ノ分法ハ最早設ケザル可カラザル也」とかさねて提言したのであつたが、これを追うように、同月六日の「郵便報知新聞」は、その投書欄に植木の所説を駁した森丘生（在東京）の一文を載せているが、これは、さきの杉山の所見とまつたく同一の見地にたつて植木の考えを論難したもので、兩稿には多くの共通點がみられる。

杉山・森丘の兩者とも、植木のいう養子廢止尙早説に反對の意見を開陳したものであるが、杉山の説くところは、「遺物相續法ハ養子法ヲ廢スルニ最モ須要ナリ……是ヲ廢スルトキハ彼ヲ設ケサルヘカラス彼ヲ設ケルトキハ之ヲ廢セサルヘカラス……宜ク同時ニ於テスヘキナリ」とする「郵便報知新聞」の論調を支持し、かつ、貧院の設立を提案して、その建設資金は「宜シク……遺物ノ税金ヲ以テ之ニ當ツ可」し、としたものであり、森丘のそれも、「天理ニ悖戻スル」養子法を廢止して、「貧院……ヲ設ケ……天然ノ不幸者ヲ助けよ、とする見解であるが、ともに貧院の設立をうたつてゐる點は

注目していい。

森丘の反論が紙上にあらわれてから、およそ一週間餘りを經た三月十二日の「郵便報知新聞」は、その社説の冒頭に、

吾輩ハ養キニ養子ノ已ニ禁スベキヲ論シ并セテ遺物讓與法ノ宜シク設ケサルベカラサルノ理由ニ及ヒタリキ而ルニ頃日知友矢野文雄君ノ著述セル政略篇（其一ニハ向キ已ニ掲載セリ）ノ第三章ニ於テ家財讓與法ノ必要ナルヲ切論セリ因テ我輩持論ノ參考ニ供シ併セテ江湖公論ノ如何ノヲ問フ

とした後、矢野文雄が、阿波徳島の慶應義塾の分校長時代に執筆したと推定せられる「政略篇」の「第三章・貧富等均ヲ論ス」を掲げている。この論考は、きわめて論旨明快な文章で詳説したものであるが、それはとにかく、「郵便報知新聞」がこれを探りあげ、社説として三日間にわたつて連載した意圖は、はじめの紹介記事にもみられるとおり、「朝野新聞」に眞向から反對して、「代表的」な養子否認論を力説した同紙の主張を、側面から立證しようとしたものであつたらう。

この矢野の論考が、同紙に展開された直後の三月十六日付同紙投書欄には、熊谷縣在任の桑原線による「婚姻契約法ヲ設クヘキ論」が登載されていることに注意をほらいたい。彼は、まず、

養子ノ習慣ハ最早禁セサルヘカラス遺物相續法ハ追々設ケサルヘカラストハ日報記者ノ曾テ首唱スルトコロニシテ其今日ニ適切ナル吾輩ノ喋々ヲ待タサルナリ報知記者ノ之ヲ禁シ之ヲ設ケルハ宜シク同時ニ於テスヘシト言フニ至テハ最モ先ツ吾輩ノ心ヲ得タルモノナリ吾輩ハ今コノ二者ト密着シテ一日モ離ルヘカラスシテ

其今日の切ナル亦二者ニ譲ルゴトナク以テ能ク二者ノ効用ヲ輔翼スヘキモノアルヲ發見セリ何ソヤ婚姻契約法ヲ設ケテ夫婦ノ權限ヲ定ムル是レナリ

とした後、「養子ノ習慣ヲ禁シ遺物相續法ヲ設クルト婚姻契約法ヲ設クルトハ互ニ其効用ヲ助クル怡鼎ノ三足ノ如ク一ヲ缺ケハ皆行レサルモノナリ然ルニ今二者ヲ施サントシテ一ヲ遺セリ是レ方法ノ全タカラスト言フ」ゆえんを續々説明し、最後に、

然ラハ則養子ノ習慣ハ最早禁セサルヘカラス遺物相續法ト婚姻契約法トハ最早設ケサルヘカラス而テ之ヲ禁シ之ヲ設ル三者同時ニ於テセザルヘカラスト謂テ可ナラン乎
と述べて、これを結んでいる。

明治初年において、婚姻は契約である、という論議が決して珍しくなかつたことは周知のとおりであるが、「婚姻契約法ヲ設テ夫婦ノ權限ヲ定ムルハ養子ノ習慣ヲ禁シ遺物相續法ヲ設クルノ二者ニ密着」するものである、との論旨は、一見識として興をよぶであろう。桑原の投書は、直接には植木の「論養子法」を對象としたものではなかつたが、植木・杉山・森丘らによる養子是非論の應酬が、彼の投稿の動機となつてゐることは想像にかたくない。

さて、すでに筆者が紹介してきた、二月二十五日の植木の養子禁止時期尙早説に對する杉山・森丘兩名の駁論は、ともに植木の回答を要求している。それにもかかわらず、「投書狂時代」の彼が、何故ふたたび養子論に關して筆をとらなかつたのであろうか。それは、翌三月にはいるや、彼は筆禍事件のため東京裁判所の取調べをうけ、遂に鍛冶橋監獄に投せられる運命におかれていたのである。

しかし、このことに言及するまえに、二月十二日に執筆し、同月十五日の「郵便報知新聞」に掲載された彼の投書「猿人政府」について語らねばならぬ。

(1) 手塚論文・五〇頁。

(2) 手塚論文・五〇頁以下。

(3) 明治七年十月より御用新聞へと移行し、いわゆる漸進主義を唱へた「東京日日新聞」が、他紙に先駆けて養子否認論を掲げ、養子論争の發端となつたことは寔に興味ふかい。執筆者は、手塚教授のいわれるごとく、福地櫻痴であつたらう(手塚論文・五五頁)。

(4) 筆者は前稿において、「郵便報知新聞」の養子廢止論の執筆者につき、箕浦勝人ではなからうか、と推定をくだしたが(拙稿・養子論・六一頁)、これはひとまず撤回したい。

前稿の考證は、小池洋二郎の「日本新聞歴史」の記事を典據として、明治八年十二月二十八日に、同紙の主筆であつた藤田茂吉は、當時の酒田縣令・三島通庸の醜行摘發が原因として入獄したが、その禁獄期間は二ヵ月であり、したがつて翌年二月九日に同紙が養子論を掲載したときは、彼はまだ入獄中であつた、と考え、次席の箕浦の筆になつたものではないか、と推測したのである(久保田辰彦「廿一大先覺記者傳」一七〇頁[昭和五年]・青木武雄「報知七十年」一四頁[昭和一六年])には、藤田の禁獄を二ヵ月とする記述がみられる)。

ところが、その後、當時の「郵便報知新聞」を慎重に精査した結果、藤田の禁獄期間は一ヵ月であることが判明した(同紙

の九年一月二十八日號ならびに翌二十九日號を参照)。されば、藤田がすでに一月二十七日に出獄した以上、執筆者を箕浦とするよりは、藤田と考えるのが、より有力な推定ではあるまいか、と考慮し、前説を是正するしだいである。

したがつて、養子論争のあつた後、ほどなくして發行された「湖海新報」第七號(九年五月)には、「新聞記者禁獄罰金一覽表」があるが、藤田について禁獄一ヵ月・罰金二百圓としたのは正確な報道であつた(四丁裏)。なお「湖海新報」については、本稿六二頁(註10)をみよ。

(5) これよりさき、二月十三日に、成島柳北・末廣鐵腸の兩名が法制官誹毀をもつて入獄したため、「朝野新聞」は他紙にむかつて應酬することができず、この三月十九日の論説は、讀者の投書論文「禁養子法ヲ駁スル説」をもつてこれに當てたのである(手塚論文・五四—五五頁参照)。

(6) 拙稿・養子論・五七頁以下。

(7) 植木枝盛「兄弟論」明治一九年一〇月一二日付土陽新聞社説。なお、拙稿・養子論・七〇頁参照。

(8) 手塚論文・五四頁。

(9) この日の投書欄には、植木の投稿「私有説」も載せられてゐる。

(10) 手塚論文・五三頁。

(11) 「政略篇」の第一章は、九年一月七日の「郵便報知新聞」社説に掲げられている。第二章は、遺憾ながら筆者未見に屬する。

(12) この「貧富等均ヲ論ス」の章は、三月十二日より十四日までの三日間、社説として連載された。なお、矢野の徳島時代については、小栗又二「龍溪矢野文雄君傳」一一三頁以下参照(昭和五年)。矢野が、「郵便報知新聞」に副主筆として入社したのは、實にこの年(明治九年)のことであつた。

(13) 手塚論文・五一頁。

(14) 筆者は前稿で、養子の法律的性格を論じた珍しい一例として、松井三竿の「婚姻養子ノ説」を紹介した(拙稿・養子論・五八頁以下)。

(15) 前掲・家永「革命思想の先驅者」二〇頁。

(16) 高知新聞社「植木枝盛日記」四三頁以下(昭和三〇年)。「郵便報知新聞」明治九年二月二九日號・三月四日號など参照。なお、「植木枝盛日記」については、原口敬明氏の詳細な紹介がある(「歴史學研究」一九四號三五頁以下)。

(17) 前掲・高知新聞社「植木枝盛日記」四二頁参照。

(18) 植木の投書「猿人政府」については、前稿においても觸れておいた(拙稿・養子論・六三頁〔註17〕参照)。

因みに、これは「人ヲ猿ニスル政府」と讀むのである。

三

植木が、當時の代表的な新聞と稱しても誰しも異存がない、「東京日日新聞」「朝野新聞」「郵便報知新聞」の論説にあらわれた養子制度是非論に刺戟され、「論養子法」を執筆・發表した明治九年は、彼が弱冠二十歳の春であつた。

翌十年三月、立志社に投ずるまでの、政治的組織とまだ關係をもたなかつた孤立・雌伏の時期は、いわば獨學による啓蒙思想をのりこえた年代ともいえるであろうが、この間、彼は「日本を徹底的に近代化するために左顧右眄することなく奮進をつづけた」福澤諭吉から、「もつとも強い感化を受けた」⁽³⁾のである。彼がいかに寸暇を惜んで刻苦勉強したかは、彼の「日記」をみれば理解しうるが、そのかたわら、諸新聞にひんばんに投稿し、投書家として彼の文名はかなり有名になつていた。

あたかもそのころは、筆禍全盛時代であり言論界恐怖のときである。國會開設を旗印とし、燎原の火のごとく全國にひろがった自由民權論——それは、時代の趨勢であり、必ずしも不穩な傾向とはいえない——を蛇蝎のようにきらつた明治新政府は、苛酷な法律を制定して彈壓政策の擧にでたのであつた。すでに八年には、末廣鐵陽・成島柳北・藤田茂吉らの著名人が處罰されたが、九年にはいるや筆禍による新聞人の檢舉はその極に達し、一月だけでも、加藤九郎（采風新聞）・音羽清逸（愛知新聞）・小松原英太郎（評論新聞）・山脇颯（同紙）・横瀬文彦（同紙）らが、それぞれ禁獄・罰金の處分をうけた。

植木の「猿人政府」が、「猿人君主」と改題の上、「郵便報知新聞」投書欄に登載されたのは、同紙が養子廢止論を唱えた直後の、九年二月十五日のことであつた。

そのはじめの一節にいう。

人猿ト異ナリ人誰レカ之ヲ知ランヤ猿ト雖モ亦能ク此ノ別ヲ辨スルナラン既ニ其ノ別アルトキハ則之ニ處スルノ道モ亦隨テ別ア

明治九年の養子論争と植木校盛

ラザルヲ得ズ是モ亦賭易キノ理ナリ然ルニ其ノ所謂人猿相異ナリトスル所ノモノハ專ラ如何ナル所ニ在ルカ之ヲ究メスンハ則チ之ニ處スルノ道ヲ談スベカラズ

次いで彼は、人間には、著作・言論の自由を保障する要があることを主張した後、

特ニ怪ム古今トナク世ノ暴君タルモノ往々彼ノ自由ヲ抑束シ人ニ處スルニ猿ニ處スルノ道ヲ以テスルコトヲ願フニ是レ人ヲ將テ猿ニ爲ントスルノ趣向ナラン故ニ之ヲ名ケテ猿人君主ト云ハントスル也

と述べて、「猿人君主」のゆえんを説いている。

この論稿は、とくにその表題のゆえもあつて當局の忌諱にふれ、すでに示したように彼は裁判所の呼出しをうけ、遂に三月十五日に禁獄二カ月の刑に處せられ、即日投獄された。彼が出監したのは五月十三日であつたが、獄中の體驗を詳細に報告したのが「出獄道記」で、これは「郵便報知新聞」に連載されている。この筆禍事件は、「彼の政府にたいする反抗の決意をいつそう固くさせた」⁽⁴⁾であろうことは疑いえない。出獄後、一カ月を経た六月十二日、彼は筆をとつて「自由ハ鮮血ヲ以テ買ハザル可カラザル論」を書いてゐる。これは、ただちに「湖海新報」第十一號に掲げられたが、そのなかで「唯自由ヲ求ムルニハ銀料ヲ以テセシテ勉強ヲ以テスヘク金貨ノ代ヲ以テセシテ鮮血ヲ以テスヘシ」⁽⁵⁾と過激な言辭を吐いたのは、當時のいつわらざる感想であつたろう。されば、鍛冶橋監獄における二カ月のきびしい試験は、彼の將來を決定させた重大な出来事であつた、と考へたい。

植木の「猿人政府」事件をめぐる経緯は、以上のとおりであつたが、これにより、彼が杉山・森丘兩名の反論に對して、何がゆゑに一矢も酬いなかつたか、という疑問は、おのずと氷解することとおわれる。しかし、彼は、その批判には決して無關心ではなかつた。杉山・森丘の所論にみられる貧院設立の意見には、彼は共鳴をいだいたものようであり、「自由ハ鮮血ヲ以テ買ハザル可カラザル論」の執筆に先立つこと數日前の六月九日には、「娼妓ノ金ヲ貧院ニ投スルコトノ論」を書いて注していることに注意をほらうべきである。⁵⁾

(1) 前掲・拙稿「家永三郎著『革命思想の先驅者』」六七頁参照。

(2) 前掲・家永「日本近代思想史研究」二二一頁。

(3) 前掲・家永「革命思想の先驅者」一五頁。

(4) 西田長壽「言論彈壓のあとをたずねて」嵐のなかの百年所収一八二頁以下(昭和二七年)に要領をえた記述がある。

(5) 時あたかも福澤諭吉が、「學者安心論」を執筆しているころであつたが(九年二月十四日起稿・同月十九日脱稿)、その一節に「新聞記者の禁獄……其罰の當否は姑らく聞き……國のために最も悲しむ可き事なり」としていることに注意したい。「福澤諭吉選集」第一卷二八三頁(昭和二六年)。

(6) 本稿六〇頁(註16)参照。

なお、「郵便報知新聞」九年三月十六日號には、植木に對する裁判申渡の記事がみられる。

(7) 「出獄追記」は、九年五月二十五日より六月八日まで、前

後八回にわたつて連載された長文のものである。

(8) 前掲・家永「革命思想の先驅者」二二頁。

(9) 前掲・高知新聞社「植木枝盛日記」四七頁参照。

(10) 「湖海新報」一一號二丁表以下(九年六月)。因みに「湖海新報」は、九年三月、山田精一郎の編輯により參同社より創刊されたが、同年七月、第十四號・第十五號を發行した後、同月十一日に「評論新聞」「草莽雜誌」と共に發禁處分をうけた。しかし、ただちに翌八月「江湖新報」として再出發した。

(11) この植木の投書を載せた、當時の同誌編輯長・肥後司馬は、新聞紙條例第十三條に該當するものとして、九年八月十五日、禁獄一年半に處せられた。植木自身は無事であつた。

(12) 前註(9)に同じ。

四

さて、明治九年の養子論争の際、植木が「郵便報知新聞」に投稿した養子論と、明治二十年の「土陽新聞」紙上におけるそれとを比べると、兩者には大きなへだたりが存することはすでに指摘したとおりであるが、それは畢竟、彼の思想的成長を示しているものにほかならない。されば、植木の思想變遷の系譜を探究する觀點から、この養子制度に關する二つの論策は、きわめて興味ある資料といわねばならないであらう。

時代的にみて、この兩論策のあらわれた中間には、明治十年三月に立志社にはいり、十七年十月の自由黨解黨にいたるまでの「彼が自由民權運動の指導者として第一線に立つて政治運動をつづけてい

た、彼の生涯の最も光輝ある時期¹⁾がはさまつており、彼はひとり
の闘士としてめまぐるしい活躍をしたが、この数年間にえた數多の
貴重な體驗は、後年、主として「土陽新聞」に展開し「明治前期近
代思想の極致を示²⁾」した彼の「一家」制度論をふくむ社會思想に、大
きな影響を興えたであらうことは想像にかたくない。九年の發表に
かかる養子禁止尙早説は、この影響をうける以前の、彼の「一家」の
制度に對する認識——國家・政治の問題についてのそれはともかく
として——の未熟さに基因していたのではあるまいか。本稿の考證
により、すくなくとも養子制度に關するかぎり、當時の彼の思索
は、いまだ充分には成長していなかつた事實が立證されたわけであ
るが、同じことが、養子以外の分野についてもいいうるのではな
らうか。

かく考究を進める結果、筆者は、さきに家永三郎博士が採られ
た、植木の思想研究の方法に對して疑問の念をいだくものである。
すなわち博士は、植木の「理論は、必ずしもそれぞれの時期におい
て完成した體系をなして發表されているわけではなく、長い期間に
わたつて連續的または斷續的に發表された多くの文章のなから、
彼の論理をさぐり出し、その體系を再構成しなければならぬ場合が
少なくない。したがつて、彼の思想を、嚴密にその時間的推移の順序
を追つて説明することは、困難であるばかりでなく、有益でもな
い³⁾」といわれ、枝盛の思想は、その全生涯を通じてそれほど變容し
なかつた——「視野の擴大による對家分野の移動」はあつたが「決
定的な理論の轉換」はなかつた——と考えられて、彼の思想の時代
的成長の過程を辿るといふ方法を採用されず、彼の思想體系の再構

成を試みようとする方向に重點をおき、その著「革命思想の先驅
者」を執筆されたのである。

しかし、もしもこの方法を正しいとするならば、明治九年の彼の
養子論にみられる守舊性は、どのように取りあつかわれるべきであ
らうか。すなわち後年「土陽新聞」紙上に鋭筆をふるい、卓越せる
理論を展開した彼の「一家」をめぐる見解については、筆者はこれ
を高く評價するのに決して吝かではないが、これらの諸論攷と本稿に
紹介した九年の養子論との間に嚴存する思想的矛盾は、いかに解決
すべきであらうか。もちろん、この方法論にも、一面きわめてすぐ
れた、便宜的な利點はあるにもせよ、他面において、思想の體系化
的な、統一的な解明方法のみでは、説きつくされないものがあるよ
うに考えられる。

おもうに、思想家の思想は、その全生涯を通じてみれば、變貌す
るものではあるまいか。長い時間的な経過は、その思考において、
異質的な落差なり歪みなりの形成をもたらすことは、充分、考慮さ
れてよいことであらう。枝盛の場合も、この例に洩れないのではな
いだろうか。

家永博士は、彼の思想を、いわば靜的な面において考察されたが、
これを動態的な方法により、その流動的な姿を追究することが、こ
の際、つよく要請されるのではあるまいか。かくすることによつて
こそ、植木研究はより一層の進展をみせ、一段のふかみを加えるに
ちがいない、と筆者は信ずる。

最後に、養子論争の意義につき一言したい。明治九年——いまを
去る、まさに八十年前——その當時のもつとも有力な新聞と目され

る「東京日日新聞」「朝野新聞」「郵便報知新聞」の三紙をにぎわした養子制度の適否をめぐる華やかな論戦は、識者間に豫想外の反響をもたらした。この事實は、手塚教授によつて紹介された諸資料と、本稿において採録した資料を一讀すれば、容易に首肯できるであらうが、そのころ、養子否認論に世論の一般的支持がかなりあつたことは、寔に瞠目に値する事柄である、と思考する。

この養子論争を、明治法學史全體の歴史的關連においてとらえ、さらに的確な視野をもつてこれが史的省察を試み、そこから新たな現代的意義を發見する義務を筆者は痛感している。大方の示教と批判を希求すること切である。

- (1) 前掲・家永「革命思想の先驅者」六三頁。
- (2) 前掲・家永「日本近代思想史研究」一一七頁。
- (3) 前掲・家永「革命思想の先驅者」八二頁。
- (4) 前註に同じ。
- (5) この機會をかりて、前稿「明治前期における養子論」の記述に、一・二の補訂を加えたい。

まず、福澤諭吉については、彼の「日本婦人論」を紹介したが(六〇頁以下)、このほか、彼には「時事新報」明治十六年二月二十一日號の「漫言」に「養子養子たらず」なる一文のあることを附言したい。これは、儒教思想の擲擧を主要な目的としているが、その底には、養子制度反對の思想が流れていることは明瞭である。

なお、彼が明治八年九月より十一年五月ごろまでに執筆した

であるう「覺書」のなかに、遺産の長子單獨相續制への批判の一節がみられることを指摘しておく(前掲「福澤諭吉選集」第一卷二四二頁参照)。

次に、外山正一の「養子論」を引用した際、それを掲載した「東洋學藝雜誌」は未見に屬したため筆者はこれを轉載した「日本大家論集」より採萃したのであつた(六九頁)。その後「東洋學藝雜誌」を披見することができたので、以下にその頁數をしるしておく。「東洋學藝雜誌」第四卷七三號五九〇頁以下(二〇年一〇月)、第四卷七四號六四六頁以下(同年十一月)。すなわち、植木枝盛の「養子論」(「土陽新聞」紙上における)が發表された翌月のことであつた。

後記 貴重な資料の閲覽につき、東京大學明治文庫・西田長壽氏の高配にあずかつた。記して謝意を表す。